



写真：京都府庁旧館にて

ていくつもりです。社会を目標して軽やかに活動が続け和のとれた平和な生き物も地球も調



問い合わせ先 文化生活部人権啓発推進室

8月は人権強調月間です。

誰もが活躍できる共生社会をめざして

—— 一ノ瀬メイさんに聞く ——

パラリンピック競泳の日本代表で世界ランキング1位になった京都出身の一ノ瀬メイさん。引退後も現役時代と同様、さまざまな「障害」をつくりだしている社会を変えていくとの熱い思いを胸にモデルやスピーカー（講演者）として活動の輪を広げておられます。

社会に対する「怒り」を原動力に——世界を目指して頑張ってきた。1歳半から水泳は始めたのですが、右腕が短いというだけでスイミングスクールの入会を断られるなど悔しい経験を何度もしました。母から「障害は社会がつくっているのよ」と聞かされ、それなら得意の水泳を通して障害をつくり出す社会を変えていこうと子ど

も心に思い、懸命に努力しました。引退したのは、もっと活動の幅を広げたいとの気持ちが強くなったからです。互いに違いを認め合える社会へ——目標とするのはどのような社会ですか。一人ひとりの個性が尊重され、互いに違いを認め合って心地よく生きられる社会でしようか。障害に

は、まずは自分を知ることです。同時に私は、自分が生きたいと思う社会を体現しようと努めています。いろんなメディアに出て自分の考えや生き方を「なんかいいなあ」「おもしろそう」「楽しそう」と受け止めてもらい、人も他の生き物も地球も調和のとれた平和な社会を目指して軽やかに活動が続け

自分を理解し他人を理解する——そんな社会の実現へ向けて心がけていることは。私は「人は自分を理解した深さまでしか相手を理解できない」という言葉が好きです。人に働きかけるには、まずは自分を

障害者差別に係る相談

障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から「合理的配慮の提供※」が事業者の義務になりました。

京都府では専用の相談窓口を設置し、障害のある方やその家族、事業者等からの相談を受け付けています。各市町村の障害福祉担当課等でも相談していただけます。

※「合理的配慮の提供」とは？

行政機関や事業者などに、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を求められたときに、負担が過重でない範囲で対応を行うことをいいます。

（例）飲食店で車椅子のまま着席したい
→机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。 など

広域専門相談窓口

TEL 075-414-4609

※平日8時30分～17時15分

kyousei-soudan@pref.kyoto.lg.jp

FAX 075-414-4597

※メールFAXは24時間受付／

原則次の業務日に
対応します。



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方など援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方が身につけるマークです。市町村や保健所の障害福祉窓口等で配布しています。

人権侵害に係る相談窓口

人権問題法律相談 ～京都府人権リーガルレスキュー隊～

京都府ではご自身または関係者に関わる差別的な取扱いや誹謗中傷、プライバシーの侵害などによる人権問題について、京都弁護士会の弁護士が、司法的救済を中心にアドバイスする法律相談を実施しています。

弁護士による電話相談

075-741-6321

相談日時／第1・第3火曜日 14:00～16:00（お一人20～30分程度）

弁護士による面接相談

※事前予約制

※詳しくは、下記人権ポータルサイト「京都人権ナビ」でご確認ください。

TEL 075-414-4271 FAX 075-414-4268

jinken@pref.kyoto.lg.jp

人権情報ポータルサイト

京都人権ナビ

検索

